

「障害者差別解消法」施行まで1ヵ月

早いもので、今日から3月。なんだか急に春めいてきた。2年前までは、卒業判定から祭業式へと、なにかと忙しく、寂しさも感じる毎日であった。今はマイペースで、春到来を楽しんでいる。でも、今朝は冬に逆戻りしたように寒い。

3月の初めに何か書こうと考えたが、どうもテーマが決まらない。それなら来月4月1日から施行される「障害者差別解消法」を取りあげることにした。写真は2月3日のレポートで紹介した、広報なごや特集号である。



今年に入り、「障害者問題」を何回かレポートしてきた。亡くなった元同僚の石川さんや滝村さんの影響にもよるが、京ちゃんご家族との付き合いのなかで、書く意欲がわいた。レポートだけでなく、中日新聞「発言」と朝日新聞「声」に投書したが、残念ながら掲載されなかった。せつかなので、投稿した原稿を掲載しておきたい。

障害者と地域のつながり

この4月から「障害者差別解消法」が施行される。どれだけの人がこの法律を知っているだろうか。施行を前に、周知不足に不安の声も聞かれる。

重い障害を抱える子どもの母親から、こんな話を聞いた。地域のお祭りで施設・人員面から、最初「条件付き参加」しか認められず、楽しみが不安に一変した。事故などを心配するあまり、参加するのが問題視されてしまう。結果的に、子どもを傷つけてしまい、母として残念な思いをした。

地域で暮らしていて、障害者に気づかぬ差別をしていることはないだろうか。「障害がある子だから」と、はじめから条件を付けることなどだ。今回施行される法律では、国や自治体に「合理的配慮」を義務づけている。地域社会や企業にも努力を求める。障害者差別を解消するには、まずは障害者のことを知り、何が必要なのかを考えることが大切だ。とりわけ行政には、法の趣旨を分かりやすく説明し、もっと法の普及・啓発に努めてほしい。マスコミにも期待したい。障害者と地域のつながりが問われている。

障害者差別解消法の施行を前に

この4月から「障害者差別解消法」が施行される。どれだけの人がこの法律を知っているだろうか。施行を前に、周知不足や取り組みの遅れが懸念されている。本紙1月30日「私の意見」で、障害のある中学校教諭が体験をもとに、「合理的配慮」を考えて、と問いかける。

合理的配慮の提供は、障害者の私が障害のない人と対等に社会生活を営むうえで生じる「壁」を取り除くことであり、誰もが自分らしく生きていけるよう社会を変えることでもある。障害者が望む合理的配慮は一人ひとり異なり、行政機関などが一方的に押しつけるものではない。障害者と話し合い、その意向を十分に尊重することが大切だ。これからは、合理的配慮の提供を通じて人々が障害の特性について正しい知識を得て理解を深め、共生への道が生まれることを信じる。

この意見を読んで、重い障害をもつ子供の母親から聞いた話を思い出した。ある地域のお祭りに参加しようとしたところ、障害を理由に「条件」がつけられた。せっかくの楽しみが悲しみに変わったという。合理的配慮を考えず、障害者の意向も無視された。地域社会に気づかぬ差別はないか。法施行を前に、行政機関やマスコミに一層の周知を求めたい。

(2016年3月1日)